

海務協議会（本関地区）

（令和2年7月開催関係）

令和2年7月開催の海務協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から中止となりましたが、当日、横浜税関から説明を予定しておりました議題の配布資料を掲載いたしますのでご活用願います。

○配布資料（議題）

1. 国際コンテナ戦略港湾政策に係るとん税及び特別とん税の特例措置について
2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る輸出入通関手続等について

次回開催予定日 **令和2年9月10日（水）13:30～**

開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室

【新型コロナウイルス感染症の状況によっては、開催を中止する場合があります。】

当協会に関するご質問・海務協議会の議題等がありましたら、事務局あてご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

国際コンテナ戦略港湾政策に係るとん税及び特別とん税の特例措置

1. 従来 の 制度

- 外国貿易船の開港への入港の事実をとらえて課税。
- 課税標準は外国貿易船の純トン数。
- 特別とん税は、開港所在市町村に全額譲与。
- 一時納付は、年間寄港数の多い一部の外国貿易船の税負担に配慮する観点から設けられた。

税率	とん税	特別とん税	合計
都度納付	16円/トン	20円/トン	36円/トン
一時納付	48円/トン	60円/トン	108円/トン
収入額(※) (2018年度)	約102億円	約128億円	約230億円

(※)コンテナ貨物定期船に係るとん税・特別とん税収入は 約38.9億円 (2018年)

(参考) 諸外国の とん税 制度

- 諸外国においても、我が国のとん税制度に類似した制度が存在。米国・中国等においては、一時納付に相当する仕組みも設けられている。

税率	米国	中国	ベルギー	英国	豪州	(参考)日本
都度納付	56セント/トン (約61円/トン)	3.3元/トン (約51円/トン)	0.2908ユーロ/トン (約35円/トン)	37.5ペンス/トン (約52円/トン)	69.6豪セント/トン (約52円/トン)	36円/トン
一時納付	都度納付の 5回分	都度納付の 6回分	—	都度納付の 9回分	都度納付の 4回分	都度納付の 3回分

(注1) 各国ごとに税目の名称や制度の詳細は異なる。例えば、中国では、1回の納付で国内の複数港への寄港が可能であり、また、都度納付は30日有効となっていることから、1回の入港ごとに納付する我が国のとん税と単純比較はできない。なお、韓国では、1トンまでごとに135ウォン(約14円)の入港料を課しており、これは総トン数に応じて定められているところ、純トン数に応じて課されている我が国のとん税と単純比較はできない。

(注2) 船舶の規模等により税率が異なる国に関しては、10,000トン級の日本船舶の入港を想定して算出。

国際コンテナ戦略港湾政策に係るとん税及び特別とん税の特例措置

2. 特例措置創設の経緯

- 韓国・中国等を結ぶ近距離航路の場合、年間の平均入港回数は10回超え
- 欧州・北米航路のコンテナ貨物定期船の場合、年間の平均入港回数が4回・5.2回（長期間の航海であり入港回数が少なくなるため）

⇒両航路の間でコンテナ貨物定期船の積載量1トンあたり(※)の**税負担は約2倍の開き**。

(※)各航路における一時納付を利用するコンテナ貨物定期船の1年間の総税込額を1年間に寄港したコンテナ貨物定期船の総純トン数で除したもの。

3. 特例措置の内容

- 両航路間の一時納付に係る税負担を同程度のものとし、国際戦略港湾（京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港）の競争力を高めるため、**欧州・北米航路のコンテナ貨物定期船**に係るとん税及び特別とん税の一時納付の税率について、特例措置として、当分の間、現行の**108円/トンから54円/トン（とん税24円、特別とん税30円）に軽減**することが適当。

※ 特例措置の効果の検証にあたっては、国際コンテナ戦略港湾政策の実施状況等について国土交通省が年一回程度点検を行う

※ 当該特例措置は、令和2年10月1日施行予定

運用面については、国土交通省・関税局・税関間で調整中

○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第二条関係）

7

とん税法附則第六項に規定する外国貿易船の船長は、当分の間、政令で定めるところにより、当該外国貿易船の航路に関する事項で政令で定めるものを記載した書面を税関に提出するものとする。

○ とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>155 附則 （省 略）</p>	<p>155 附則 同上</p> <p>6 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十七条第一項の表の関税訴願審査会の項中「関税」の下に「及びとん税」を加える。</p> <p>7 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条中「噸税法（明治三十二年法律第八十八号）」を「とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）」に改める。</p> <p>第三条中「噸税法第一条第一項本文の規定」を「とん税法第三条第一号に規定する税率」に改める。</p> <p>8 関税法の一部を次のように改正する。</p> <p>第十七条に次の一項を加える。</p> <p>2 前項の場合において、当該外国貿易船についてとん税法（昭和三十三年法律第三十七号）の規定により納付すべきとん税の額があるときは、その額が納付された後でなければ、同項の許可をしないものとする。ただし、とん税法第九条第一項（担保）の規定による担保が提供された場合は、この限りでない。</p> <p>第十八条第一項中「及び前条」及び「及び出港届」を削る。</p> <p>第九十五条第一項中「前条」の下に「（とん税法第十一条（審査</p>

6 外貿コンテナ貨物定期船（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十二第一項第二号二（港湾運営会社の指定）に規定する外貿コンテナ貨物定期船をいう。次項において同じ。）のうち、国際基幹航路（同号二に規定する国際基幹航路をいう。）で政令で定めるものに就航する外国貿易船が国際戦略港湾（同法第二条第二項（定義）に規定する国際戦略港湾をいい、同法附則第二十項において国際戦略港湾とみなされているものを含む。）で政令で定めるものに入港する場合における第三条第二号（課税標準及び税率）のとん税の税率は、当該外国貿易船が当該国際基幹航路に就航している期間に限り、同号の規定にかかわらず、当分の間、純トン数一トンまでごとに二十四円とする。

7 国土交通大臣は、財務大臣に対し、外貿コンテナ貨物定期船の名称その他前項に規定する税率の適用に関して必要な情報で財務省令で定めるものを提供するものとする。

の請求及び訴願）において準用する場合を含む。）を加える。
第九十九条中「第十七条（出港手続）」を削る。

第九十九条第三号中「第十七条」の下に「第一項」を加える。

9 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「噸税法（明治三十二年法律第八十八号）」を「とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）」に改める。

第四条及び第五条中「噸税法」を「とん税法」に改める。

改 正 案	現 行
<p>1 附 則 （省 略）</p>	<p>1 同 上</p> <p>2 証券を以てする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の一部を次のように改正する。 第二条第二項中「又ハ噸税」を「トン税又ハ特別トン税」に改める。</p> <p>3 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。 第四条第二十四号中「及びとん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。 第九条第一項第四号及び第二項中「及びとん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。 第十七条第一項の表の関税訴願審査会の項中「及びとん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。 第二十三条中「及びとん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。 第四十条第二項中「及びとん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。</p> <p>4 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。 第一条中「とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）」の下に「</p>

特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）を加える。
第三条の見出しを「（とん税等の免除）」に改め、同条中「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改め、「とん税法第三条第一号」の下に「及び特別とん税法第三条第一号」を加える。
第四条の見出しを「（とん税等の免除手続）」に改め、同条中「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。
第十三条中「とん税及び」を「とん税及び特別とん税並びに」に改める。

5 関税法の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）」の下に「及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）」を加え、「とん税の額」を「とん税及び特別とん税の額」に改め、「（担保）」の下に「及び特別とん税法第七条第一項（担保）」を加える。

第九十五条第一項中「とん税法第十一条」の下に「（特別とん税法第六条において準用する場合を含む。）」を加える。

6 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）」の下に「特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）」を加える。
第四条中「又はとん税法」を「とん税法又は特別とん税法」に改める。

第五条中「とん税法」の下に「特別とん税法」を加える。

2 外貿コンテナ貨物定期船（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十二第一項第二号ニ（港灣運管会社の指定）に規定する外貿コンテナ貨物定期船をいう。次項において同じ。）のうち、国際基幹航路（同号ニに規定する国際基幹航路をいう。）で政

令で定めるものに就航する外国貿易船が国際戦略港湾（同法第二条第二項（定義）に規定する国際戦略港湾をい、同法附則第二十項において国際戦略港湾とみなされているものを含む。）で政令で定めるものに入港する場合における第三条第二号（課税標準及び税率）の特別とん税の税率は、当該外国貿易船が当該国際基幹航路に就航している期間に限り、同号の規定にかかわらず、当分の間、純トン数一トンまでごとに三十円とする。

3 国土交通大臣は、財務大臣に対し、外貿コンテナ貨物定期船の名称その他前項に規定する税率の適用に関して必要な情報で財務省令で定めるものを提供するものとする。

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（申告の特例を適用しない貨物）</p> <p>第四条の三 法第七条の二第四項（申告の特例）に規定する政令で定める貨物は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項（豚肉等に係る特別緊急関税）に規定する豚肉等（同法第七条の八第一項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）に規定する修正対象物品であるものを除く。）及び同項に規定する修正対象物品（同法別表第一の六に掲げる物品を除く。）とする。</p> <p>（入港届の提出を要しない外国往来船等）</p> <p>第十三条の三 法第十五条の三第一項（特殊船舶等の入港手続）に規定する政令で定める船舶及び航空機は、外国の軍艦及び軍用機、海上における保安取締り及び海難救助に従事する公用船及び公用機並びに自衛隊の船舶及び航空機とする。</p> <p>附則</p> <p>1・2 （省略）</p> <p>3 法附則第七項の規定による書面の提出は、とん税法附則第六項に規定する外国貿易船が同項に規定する国際戦略港湾に入港したときに、法第十五条第三項（入港手続）の入港届の提出に併せて行うものとする。</p> <p>4 法附則第七項に規定する政令で定める事項は、前項に規定する</p>	<p>（申告の特例を適用しない貨物）</p> <p>第四条の三 法第七条の二第四項（申告の特例）に規定する政令で定める貨物は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉（同法第七条の八第一項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）に規定する修正対象物品であるものを除く。）、同法第七条の六第一項（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）に規定する生きている豚及び豚肉等並びに同法第七条の八第一項に規定する修正対象物品（同法別表第一の六に掲げる物品を除く。）とする。</p> <p>（入港届の提出を要しない外国往来船等）</p> <p>第十三条の三 法第十五条の三第一項（特殊船舶等の入港手続）に規定する政令で定める船舶及び航空機は、外国の軍艦及び軍用機並びに海上における保安取締り及び海難救助に従事する公用船とする。</p> <p>附則</p> <p>1・2 同上</p> <p>3 法の施行前に保税倉庫又は保税工場に入れられた外国貨物についての帳簿の記載については、第四十三条又は第五十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 噸税法施行規則（明治三十二年勅令第三百二十号）の一部を次</p>

外国貿易船が同項に規定する国際戦略港湾に入港する日前百二十日以内に出港した北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）又はヨーロッパ大陸（ロシア（ベーリング海、オホーツク海及び日本海を含む太平洋に面する地域を除く。）を含む。）の港（以下この項において「特定港」という。）のうち最後に出港した特定港及び当該特定港を出港してから当該国際戦略港湾に入港するまでの間に寄港した港の港名とし、当該外国貿易船が当該国際戦略港湾に入港する日前百二十日以内に特定港を出港しない場合には、当該国際戦略港湾を出港してから最初に入港しようとする特定港及びその入港前に寄港しようとする港の港名とする。

のように改正する。

第二条中「又ハ代理店」を「又ハ代理店（歳入代理店ヲ含ム）」に改める。

第五条中「関税法施行規則」を「関税法施行令」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

第六条 噸税法第八条ニ規定スル地域ハ左ニ掲グル地域トス

一 硫黄島及伊平屋島並ニ北緯二十七度以南ノ南西諸島（大

東諸島ヲ含ム）

二 孀婦岩ノ南ノ南方諸島（小笠原群島、西之島及火山列島ヲ

含ム）

三 沖ノ鳥島及南鳥島

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭

和二十七年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「登簿とん数」を「純トン数」に改め、同条第

二項中「関税法（明治三十二年法律第六十一号）第十条」を「関

税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十五条第一項」に改める

第三条第四項中「税関官吏」を「税関職員」に改める。

第六条中「税関官吏」を「税関職員」に改める。

第八条第二項第二号中「免許」を「許可」に、「輸入免状番号

」を「輸入の許可書の番号」に改め、同項第六号中「税関官吏」

を「税関職員」に改める。

第十条第一号中「免許」を「許可」に、「輸入免状番号」を「

輸入の許可書の番号」に改める。

第十二条中「免許」を「許可」に改める。

第十三条第一項中「関税法第三十一条」を「関税法第六十七条

」に改める。

奄美群島の復帰に伴う国税関係法令の適用の暫定措置等に関する

政令（昭和二十八年政令第四百七号）の一部を次のように改正

する。

○ とん税法施行令（昭和三十三年政令第四十八号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 3 附則 （省略）</p> <p>4 法附則第六項に規定する国際基幹航路で政令で定めるものは、次項に規定する国際戦略港湾と北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）又はヨーロッパ大陸（ロシア（ベーリング海、オホーツク海及び日本海を含む太平洋に面する地域を除く。）を含む。）の港との間の航路とする。</p> <p>5 法附則第六項に規定する国際戦略港湾で政令で定めるものは、<u>港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）別表第一に掲げる港湾のうち、京浜、大阪、神戸、名古屋及び四日市とする。</u></p>	<p>1 3 附則 同上</p> <p>4 関税法施行令の一部を次のように改正する。 第十六条第一項中「第十七条」の下に「第一項」を加え、「又は法第十八条第一項但書（入出港の簡易手続）」を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。</p> <p>2 外国貿易船の船長が法第十七条第一項の規定により出港届を提出する場合において、当該外国貿易船の当該出港届に係る開港への入港につきとん税法（昭和三十三年法律第三十七号）の規定により納付すべきとん税の額があるときは、その額が納付済であることを証する書類又は同法第九条第一項（とん税の納付前に出港する場合の承認及び担保）に規定する担保の提供があつたことを証する書類を税関職員に呈示しなければならぬ。</p> <p>5 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。 第三条第二号中「噸税法（明治三十二年法律第八十八号）第六條」を「とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）第十四條」に改める。</p>

○ 特別とん税法施行令（昭和三十三年政令第四十九号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 附則 （省略）</p> <p>2 法附則第二項に規定する国際基幹航路で政令で定めるものは、 次項に規定する国際戦略港湾と北アメリカ大陸（メキシコ以南の 地域を除く。）又はヨーロッパ大陸（ロシア（ベーリング海、オ ホーツク海及び日本海を含む太平洋に面する地域を除く。）を含 む。）の港との間の航路とする。</p> <p>3 法附則第二項に規定する国際戦略港湾で政令で定めるものは、 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）別表第一に掲げる港湾 のうち、京浜、大阪、神戸、名古屋及び四日市とする。</p>	<p>1 附則 同上</p> <p>2 大蔵省組織令（昭和二十七年政令第三百八十六号）の一部を次 のように改正する。 第十八条第一号中「とん税」を「とん税、特別とん税」に改め 、同条第二号中「及びとん税」を「、とん税及び特別とん税」に 改める。 第十九条第一号中「とん税」を「とん税、特別とん税」に改め る。</p> <p>3 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行 政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭 和二十七年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。 第二条の見出しを「（とん税等の免除手続）」に改め、同条第 一項中「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。</p> <p>4 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴 う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十九年政令 第二百二十八号）の一部を次のように改正する。 第二条の見出しを「（とん税等の免除手続）」に改め、同条中 「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。</p> <p>5 関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）の一部を次のよ うに改正する。 第十六条第二項中「とん税法（昭和三十三年法律第三十七号） 」の下に「及び特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）」を 、「とん税」の下に「及び特別とん税」を加え、「同法第九条第 一項（とん税の納付前に出港する場合の承認及び担保）」を「と</p>

ん税法第九条第一項（とん税の納付前に出港する場合の承認及び担保）及び特別とん税法第七条第一項（担保）」に改める。

6 奄美群島の復帰に伴う国税関係法令の適用の暫定措置等に関する政令（昭和二十八年政令第四百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「関税及びとん税」を「関税、とん税及び特別とん税」に改める。

第六章の章名中「関税及びとん税」を「関税、とん税及び特別とん税」に改める。

第四十七条の見出しを「（登録船舶に対するとん税等の免除等）」に改め、同条第一項中「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。

7 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第十四条」の下に「及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）第十二条」を加える。

新旧対照表

【とん税法及び特別とん税基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 とん税法関係</p> <p>（関係法令の略称）</p> <p>0-1 この章における関係法令の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1) とん税法（昭和32年3月31日法律第37号）……………法</p> <p>(2) とん税法施行令（昭和32年3月31日政令第48号）…令</p> <p><u>(3) とん税法附則第7項及び特別とん税法附則第3項に規定する国土交通大臣が財務大臣に提供する情報を定める省令（令和2年6月30日財務省令第53号）……………省令</u></p> <p>（特例税率の対象となる船舶の種類）</p> <p><u>3-5 法附則第6項に規定する税率（以下、この章において「特例税率」という。）は、同項に規定する外国貿易船（以下、この章において「国際基幹航路船舶」という。）として、船舶種別が「フルコンテナ船」又は「セミコンテナ船」のものにつき適用されることとなるので留意する。</u></p> <p>（特例税率の対象港を港域に含む開港への入港）</p> <p><u>3-6 令附則第5項に規定する国際戦略港湾を港域に含む開港への入港については、当該国際戦略港湾に入港する場合（同開港内の他の港から転錨する場合を含む。）に限り、当該開港への入港に係る申告は特例税率の対象となることに留意する。</u></p> <p><u>（特例税率の適用）</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 とん税法関係</p> <p>（関係法令の略称）</p> <p>0-1 この章における関係法令の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1) とん税法（昭和32年3月31日法律第37号）……………法</p> <p>(2) とん税法施行令（昭和32年3月31日政令第48号）…令</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p>

新旧対照表

【とん税法及び特別とん税基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3-7 <u>国際基幹航路船舶に対する特例税率の適用は、省令の規定に基づき国土交通大臣が提供する情報と関税法附則第7項の規定に基づき提出される書面（国際基幹航路届（C-2020）に記載された事項とを対査確認し行うこととする。なお、寄港地の港名の確認にあたっては、国際戦略港湾の港名及び当該国際戦略港湾に入港する前に最後に出港した又は当該国際戦略港湾を出港してから最初に入港しようとする関税法施行令（昭和29年政令第150号）附則第4項に規定する特定港の港名が、国土交通大臣が提供する情報に含まれる寄港地の港名と一致するか否かについて対査確認を行うこととする。</u></p> <p>（一時納付されたとん税の取扱い）</p> <p>3-8 <u>一時納付（特例税率による場合を含む。）されたとん税の取扱いは、次による。</u></p> <p>(1) その一時納付の有効期間内にその一時納付に係る船舶について、次に掲げる事情が生じた場合であつても、その一時納付されたとん税は当該船舶について一時納付されたものとして取り扱う。</p> <p>イ 船名又は国籍に変更があつた場合</p> <p>ロ 資格内変した後再び資格外変した場合</p> <p>ハ 船舶の所有者又は運航者に変更があつた場合</p> <p>ニ <u>当該有効期間内に国際基幹航路船舶となつた場合</u></p> <p>ホ <u>特例税率による一時納付について、国際基幹航路船舶の要件を喪失した後、再び当該要件を満たすこととなつた場合（国際基幹航路船</u></p>	<p>（一時納付されたとん税の取扱い）</p> <p>3-5 一時納付されたとん税の取扱いは、次による。</p> <p>(1) その一時納付の有効期間内にその一時納付に係る船舶について、次に掲げる事情が生じた場合であつても、その一時納付されたとん税は当該船舶について一時納付されたものとして取り扱う。</p> <p>イ 船名又は国籍に変更があつた場合</p> <p>ロ 資格内変した後再び資格外変した場合</p> <p>ハ 船舶の所有者又は運航者に変更があつた場合</p>

新旧対照表

【とん税法及び特別とん税基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>船舶の要件を喪失した際に特例税率によらない一時納付を行った場合を除く）</u></p> <p>(2) その一時納付の有効期間内にその一時納付に係る船舶について、次に掲げる事情が生じた場合であつても、その一時納付されたとん税は還付しない。</p> <p>ただし、納付の際に錯誤により一時納付されたものであることが明らかであり、錯誤についてやむを得ない相当な理由があると認められる場合には、還付して差し支えない。</p> <p>イ 資格内変した場合</p> <p>ロ <u>当該有効期間内における入港回数に入港ごとに納付する場合の</u><u>とん税の額を乗じた額が、一時納付する場合のとん税の額に満たないこととなつた場合</u></p> <p>ハ <u>特例税率による一時納付について、国際基幹航路船舶の要件を喪失した場合</u></p> <p>ニ <u>特例税率によらない一時納付について、国際基幹航路船舶の要件を満たした場合</u></p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(とん税納付申告書)</p> <p>5-2 令第2条第1項《申告書の記載事項》に規定する申告書は、「とん税及び特別とん税納付申告書」(S-1015) (以下「納付申告書」という。) による。</p>	<p>(2) その一時納付の有効期間内にその一時納付に係る船舶について、次に掲げる事情が生じた場合であつても、その一時納付されたとん税は還付しない。</p> <p>ただし、納付の際に錯誤により一時納付されたものであることが明らかであり、錯誤についてやむを得ない相当な理由があると認められる場合には、還付して差し支えない。</p> <p>イ 資格内変した場合</p> <p>ロ <u>当該有効期間内における入港回数が、3回に満たないこととなつた場合</u></p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(とん税納付申告書)</p> <p>5-2 令第2条第1項《申告書の記載事項》に規定する申告書は、「とん税及び特別とん税納付申告書」(S-1015) (以下「納付申告書」という。) による。</p>

新旧対照表

【とん税法及び特別とん税基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>なお、特例税率による申告にあつては、納付申告書に記載された適用税率を修正して行わせるものとする。</u></p>	

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 2 節 とん税等の納付申告</p> <p>（とん税等の納付申告）</p> <p>2-1 船長（とん税法（昭和 32 年法律第 37 号）第 4 条第 2 項及び特別とん税法（昭和 32 年法律第 38 号）第 4 条第 2 項に規定する船長以外の者及び外国貿易船の運航者を含む。以下この節において同じ。）が、システムを使用してとん税及び特別とん税（以下この節において「とん税等」という。）の納付申告を行う場合は、船長に対し、「とん税等納付申告」業務等を利用して船舶の名称、純トン数、適用すべき税率等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><u>（一時納付の特例税率の適用）</u></p> <p>2-4 <u>とん税法附則第 6 項に規定する外国貿易船の船長がシステムによりとん税等の一年分を一時に納付する場合であって、同項及び特別とん税法附則第 2 項に規定する税率（以下、「特例税率」という。）の適用を受ける場合は、当該船長に対し、「入港届等」業務等を利用して船舶の名称、船舶コード、純トン数、種類、関税法施行令附則第 4 項に規定する特定港の港名、とん税法施行令（昭和 32 年政令第 48 号）附則第 5 項に規定する国際戦略港湾の港名及び当該特定港を出港してから当該国際戦略港湾に入港するまでの間に寄港した港の港名並びに特例税率の適用を受けたい旨をシステムに入力し送信することにより行うことを求めたうえ、「とん税等納付申告」業務において適用税率に特例税率を選択することにより適用するものとする。</u></p> <p><u>（国際戦略港湾出港後に特定港に入港する場合の特例税率の適用）</u></p> <p>2-5 <u>とん税法附則第 6 項に規定する国際戦略港湾出港後に特定港に入港する外国貿易船に係る特例税率の適用にあたっては、国際基幹航路届（税関様式 C-2020 号）ととん税法附則第 7 項及び特別とん税法附則第 3 項に規定する国土交通大臣が財務大臣に提供する情報を定める省令（令和 2 年財務省令第 53 号）の規定に基づき国土交通大臣が提供する情報とを対査</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 とん税等の納付申告</p> <p>（とん税等の納付申告）</p> <p>2-1 船長（とん税法（昭和 32 年法律第 37 号）第 4 条第 2 項及び特別とん税法（昭和 32 年法律第 38 号）第 4 条第 2 項に規定する船長以外の者及び外国貿易船の運航者を含む。以下この節において同じ。）が、システムを使用してとん税及び特別とん税（以下この節において「とん税等」という。）の納付申告を行う場合は、船長に対し、「とん税等納付申告」業務等を利用して船舶の名称、純トン数、適用すべき税率等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																				
<p>確認し、「入港届等」業務において対象除外とされた状態を「船舶情報確認登録」業務により解除することにより適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 船舶の不開港出入許可</p> <p>（不開港出入許可申請）</p> <p>8-1 外国貿易船の船長がシステムを使用して不開港への出入の許可の申請を行う場合は、船長に対し、「不開港出入許可申請」業務等を利用して不開港の名称、出入しようとする船舶の名称、国籍、純トン数等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>この場合において、船長に対して「不開港出入許可申請控情報」が配信される。</p> <p>なお、特殊船舶の船長がシステムを使用して不開港への出入の報告を行う場合は、外国貿易船の出入手続に準じ、処理することとする。</p> <p style="text-align: center;">汎用申請対象手続一覧</p> <p>【監視関係】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手続名称</th> <th style="text-align: center;">根拠法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(省 略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>沿海通航船等外国寄港届出</td> <td>関法第 22 条 関令第 20 条第 1 項 関基 22-1(1)</td> </tr> <tr> <td><u>国際基幹航路届出</u></td> <td><u>関法附則第 7 項</u> <u>関基 15-3-4</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省 略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手続名称	根拠法令等	(省 略)		沿海通航船等外国寄港届出	関法第 22 条 関令第 20 条第 1 項 関基 22-1(1)	<u>国際基幹航路届出</u>	<u>関法附則第 7 項</u> <u>関基 15-3-4</u>	(省 略)		<p style="text-align: center;">第 8 節 船舶の不開港出入許可</p> <p>（不開港出入許可申請）</p> <p>8-1 外国貿易船の船長がシステムを使用して不開港への出入の許可の申請を行う場合は、船長に対し、「不開港出入許可申請」業務を利用して不開港の名称、出入しようとする船舶の名称、国籍、純トン数等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>この場合において、船長に対して「不開港出入許可申請控情報」が配信される。</p> <p>なお、特殊船舶の船長がシステムを使用して不開港への出入の報告を行う場合は、外国貿易船の出入手続に準じ、処理することとする。</p> <p style="text-align: center;">汎用申請対象手続一覧</p> <p>【監視関係】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手続名称</th> <th style="text-align: center;">根拠法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>沿海通航船等外国寄港届出</td> <td>関法第 22 条 関令第 20 条第 1 項 関基 22-1(1)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新規)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手続名称	根拠法令等	(同 左)		沿海通航船等外国寄港届出	関法第 22 条 関令第 20 条第 1 項 関基 22-1(1)	(新規)		(同 左)	
手続名称	根拠法令等																				
(省 略)																					
沿海通航船等外国寄港届出	関法第 22 条 関令第 20 条第 1 項 関基 22-1(1)																				
<u>国際基幹航路届出</u>	<u>関法附則第 7 項</u> <u>関基 15-3-4</u>																				
(省 略)																					
手続名称	根拠法令等																				
(同 左)																					
沿海通航船等外国寄港届出	関法第 22 条 関令第 20 条第 1 項 関基 22-1(1)																				
(新規)																					
(同 左)																					

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="488 371 779 403">第3章 船舶及び航空機</p> <p data-bbox="197 467 689 499"><u>（外国貿易船の航路に関する書面の提出）</u></p> <p data-bbox="181 512 1077 544"><u>15-3-4 法附則第7項の規定により、とん税法（昭和32年法律第37号）</u></p> <p data-bbox="208 557 1077 636"><u>附則第6項に規定する外国貿易船の船長から提出させる書面は、「国際基幹航路届」（C-2020）1通とする。</u></p>	<p data-bbox="1406 371 1697 403">第3章 船舶及び航空機</p> <p data-bbox="1115 467 1205 499"><u>（新規）</u></p>

国際基幹航路届 DECLARATION OF INTERNATIONAL TRUNK ROUTES

1. 船舶の名称 Name of ship	2. 船舶の信号符字 Call Sign of ship	
3. 船舶の種類 Type of ship	4. 純トン数 Net tonnage	
5. 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's agent	6. 船舶の運航者の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's Operator	
7. 日付及び船長による署名 Date and signature by master	8. 到着港／出発港 Port of arrival/departure	9. 到着日時 Date-time of arrival
10. 寄港地 Previous ports of call		11. 特定港の出港年月日 Date of departure from a Specified Port
12. 寄港予定地 Subsequent ports of call		13. 備考 Remarks

当局記入欄 For official use

- (注) 1 8.欄には、とん税法附則第 6 項に規定する国際戦略港湾の港名を記載すること。
 2 10.欄には、関税法施行令附則第 4 項に規定する特定港のうち、最後に出港した特定港及び当該特定港を出港してから国際戦略港に入港するまでの間に寄港した港の港名を記載すること。
 3 12.欄には、国際戦略港湾に入港する日前 120 日以内に特定港を出港しない場合に、当該国際戦略港湾を出港してから最初に入港する特定港及びその入港前に寄港しようとする港の港名を記載すること。

- Note 1 It is necessary to fill in the name of Strategic International Container Hub Port prescribed in paragraph 6, of the supplementary provisions of the Tonnage Dues Law in the column "8".
 2 It is necessary to fill in the name of a last previous Specified Port prescribed in paragraph 4, of the Supplementary Provisions of the Customs Law and previous ports of call between the Specified Port and Strategic International Container Hub Port in the column "10".
 3 With regard to ships not calling at a Specified Port within 120 days before the date of the column "9", it is necessary to fill in the name of a first subsequent Specified Ports and subsequent ports between the Specified Port and the Strategic International Container Hub Port in the column "12".

新型コロナウイルス感染症対策に係る輸入通関手続について(特定用途免税)

内 容

(1)対象貨物

新型コロナウイルス感染症対策に係る救援物資やライフラインを確保するための物資など、緊急に通関を行う必要のある物品 ※旅具通関(携帯品・託送品)であっても対象

(2)免税条件

無償で輸入した貨物を当該法人が自己使用(従業員に提供する等)する場合 ※有償で輸入した場合は対象外

(3)関税等の免除規定

貨物に課される関税、消費税等が免除される

- 関税定率法第15条第1項第3号

特定用途免税による関税免除
(慈善又は救済ゆつのために寄贈された給与品等の関税免除)

- 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第2号及び第3項第2号

適用時における消費税免除

適用時における内国消費税免除

(4)必要書類(託送品の場合)

- 託送品申告書(目録含む)
- 救援物資等輸入申告書(様式は別紙参照)
- 寄贈(無償)の事実を証明する書類
- インボイス(正しい品名、正しい金額(有償取引する場合の金額)を記載)

(5)その他

旅具通関の範囲は通常通り

- 託送品申告が認められるのは課税価格が30万円以下
- 課税価格が30万円を超える場合は一般輸入申告(税関取締部門から同通関部門へ業務通関依頼)

